

# 第13期 中部山岳地域森林計画変更計画書（案） （中部山岳森林計画区）

長野県松本地域振興局管内

〔松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村〕

長野県北アルプス地域振興局管内

〔大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村〕

平成31年4月1日変更

計画期間 自 平成28年 4月 1日  
至 平成38年 3月31日

長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。  
なお、地域森林計画の変更は、平成 31 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

#### 変更理由

- ① 官行造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更

# 目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

## I 計画の大綱

第1 中部山岳森林計画区の概況	1
1 自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景 (人口、農業、工業・商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状	3
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源の内容	
(3) 樹種	
(4) 森林の所有形態	
(5) 林業用苗木	
(6) 間伐	
(7) 高性能林業機械	
(8) 林業労働	
(9) 林内路網の整備状況	
(10) 素材生産、製材品出荷	
(11) 木材流通	
(12) 特用林産物	
(13) 森林病虫害による被害	
(14) 野生鳥獣による林業被害	
(15) 保安林の配備状況	
(16) 長野県神城断層地震による災害復旧	
(17) その他	
4 計画区の課題	11
(1) 森林整備の推進	
(2) 森林保全に向けた取組	
(3) 林業、地域づくりのための担い手確保・育成	
(4) 地域材の利用	
(5) その他	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	14

1 伐採立木材積	14
2 造林面積	14
3 林道の開設又は拡張	15
4 保安林	16
5 保安施設地区の指定	16
6 保安施設事業	16
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	17
1 みんなの暮らしを守る森林づくり	18
(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり	20
(1) 林業再生の実現	
(2) 県産材の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり	22
(1) 森林の適正な管理の推進	
(2) 森林の多面的な利用の推進	
(3) 山村地域の維持	

## II 計画事項

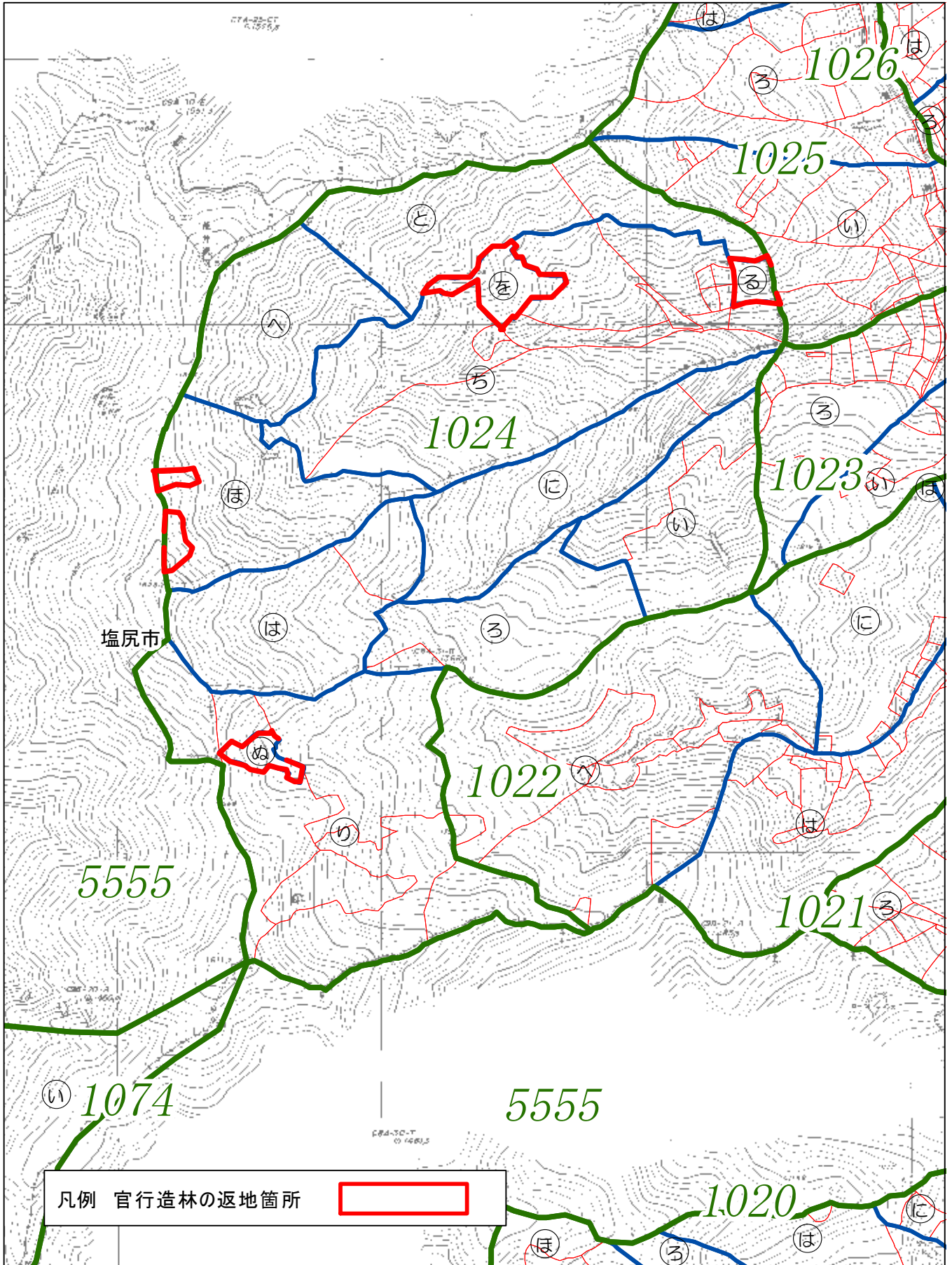
第1 計画の対象とする森林の区域	25
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	27
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項	27
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	29
(1) 区域の設定基準	
(2) 施業の方法	
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の 基準及び当該区域における森林施業の方法	33
(1) 区域の設定基準	
(2) 施業の方法	
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	33
第3 森林の整備	35
1 伐採	35
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他	
2 造林	39
(1) 人工造林	
(2) 天然更新	

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
(4) その他	
3 保育及び間伐	46
(1) 保育の標準的な方法	
(2) 間伐の標準的な方法	
4 林道等路網の整備	52
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	55
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
(3) 作業システムの高度化	
(4) 流通・加工体制の整備	
(5) その他	
6 その他	58
第4 森林の保全	59
1 森林の土地の保全	59
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設	81
(1) 保安林の整備	
(2) 保安施設地区	
(3) 治山事業	
(4) 特定保安林の整備	
(5) その他	
3 鳥獣害の防止	83
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	83

(1) 森林病虫害等の被害対策	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防	
第5 保健機能森林	86
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備	
(4) その他	
第6 計画量等	87
1 伐採立木材積	87
2 間伐面積	87
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	87
4 林道の開設及び拡張に関する計画	88
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	107
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	109
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7 保安林その他制限林の施業方法	110

# 官行造林の返地箇所

( 塩尻市 1024林班 ぬ小班 る小班 を小班 ほ小班 )



凡例 官行造林の返地箇所

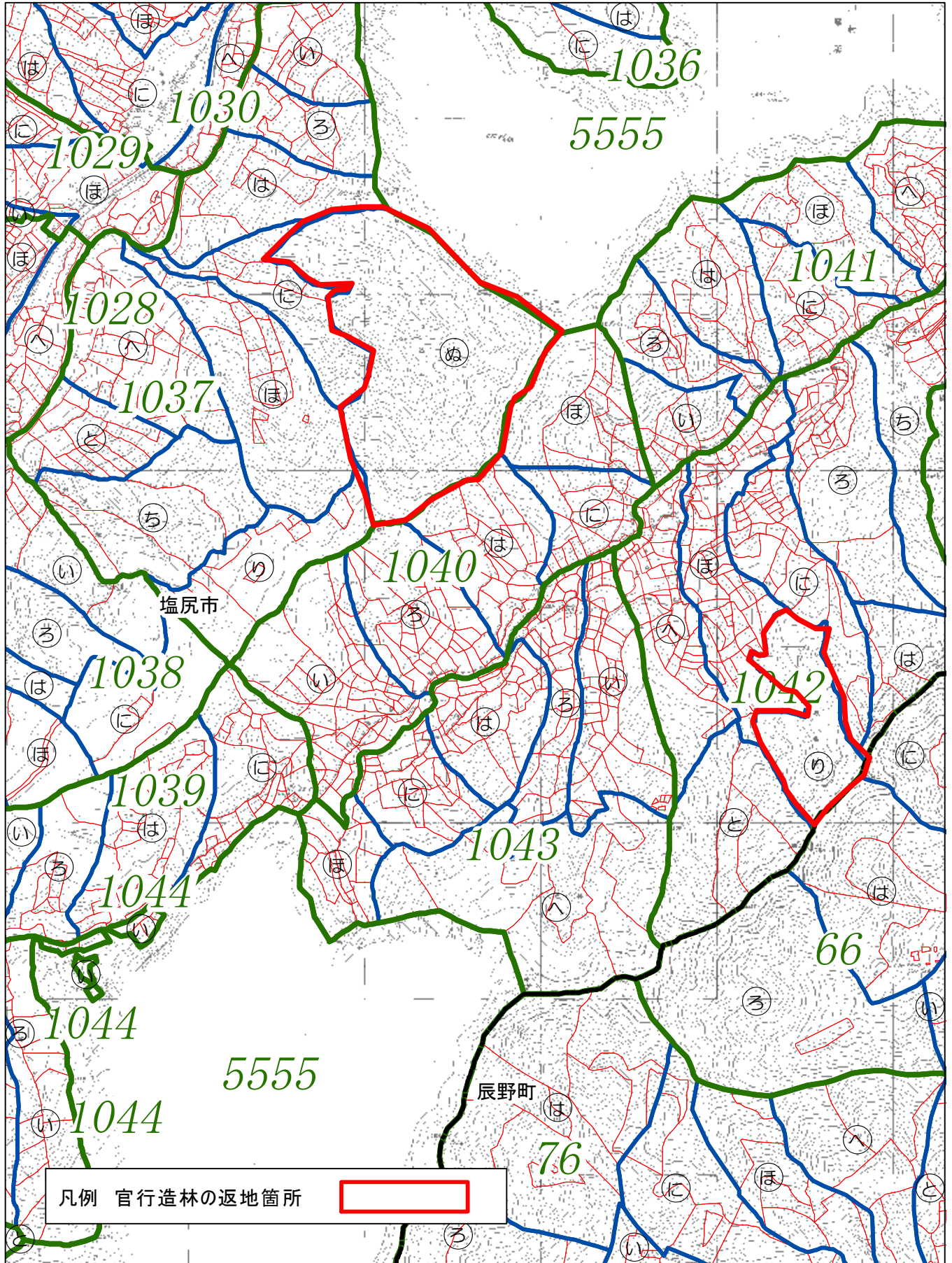
1:10,000

0 105 210 420 630 840 m



# 官行造林の返地箇所

( 塩尻市 1037林班 ぬ小班 1042林班 り小班 )



凡例 官行造林の返地箇所

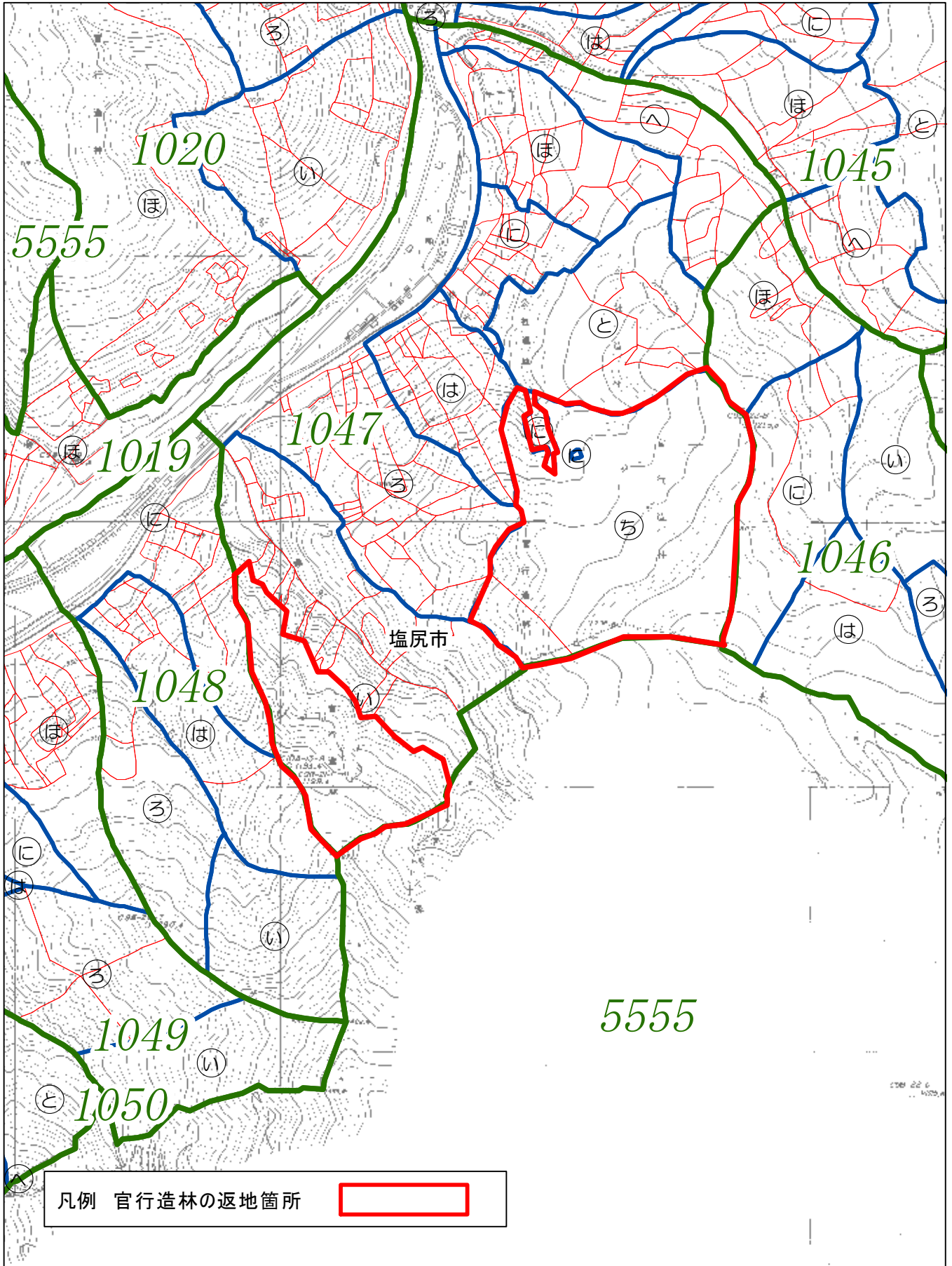
1:15,000

0 155 310 620 930 1,240 m



# 官行造林の返地箇所

( 塩尻市 1047林班 い小班 ち小班 )



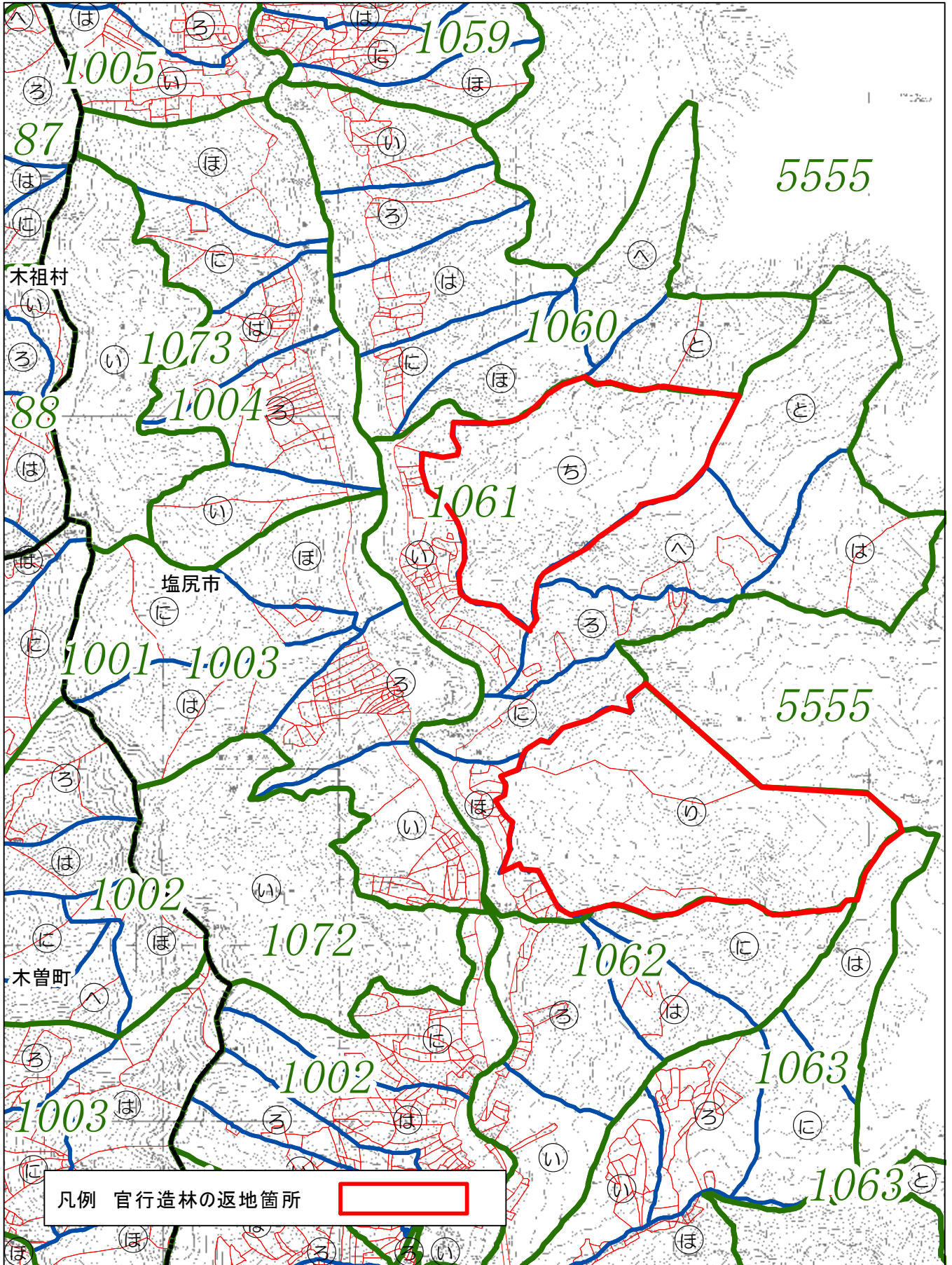
凡例 官行造林の返地箇所

1:10,000

0 105 210 420 630 840 m

# 官行造林の返地箇所

(塩尻市 1061林班 ち小班 り小班)

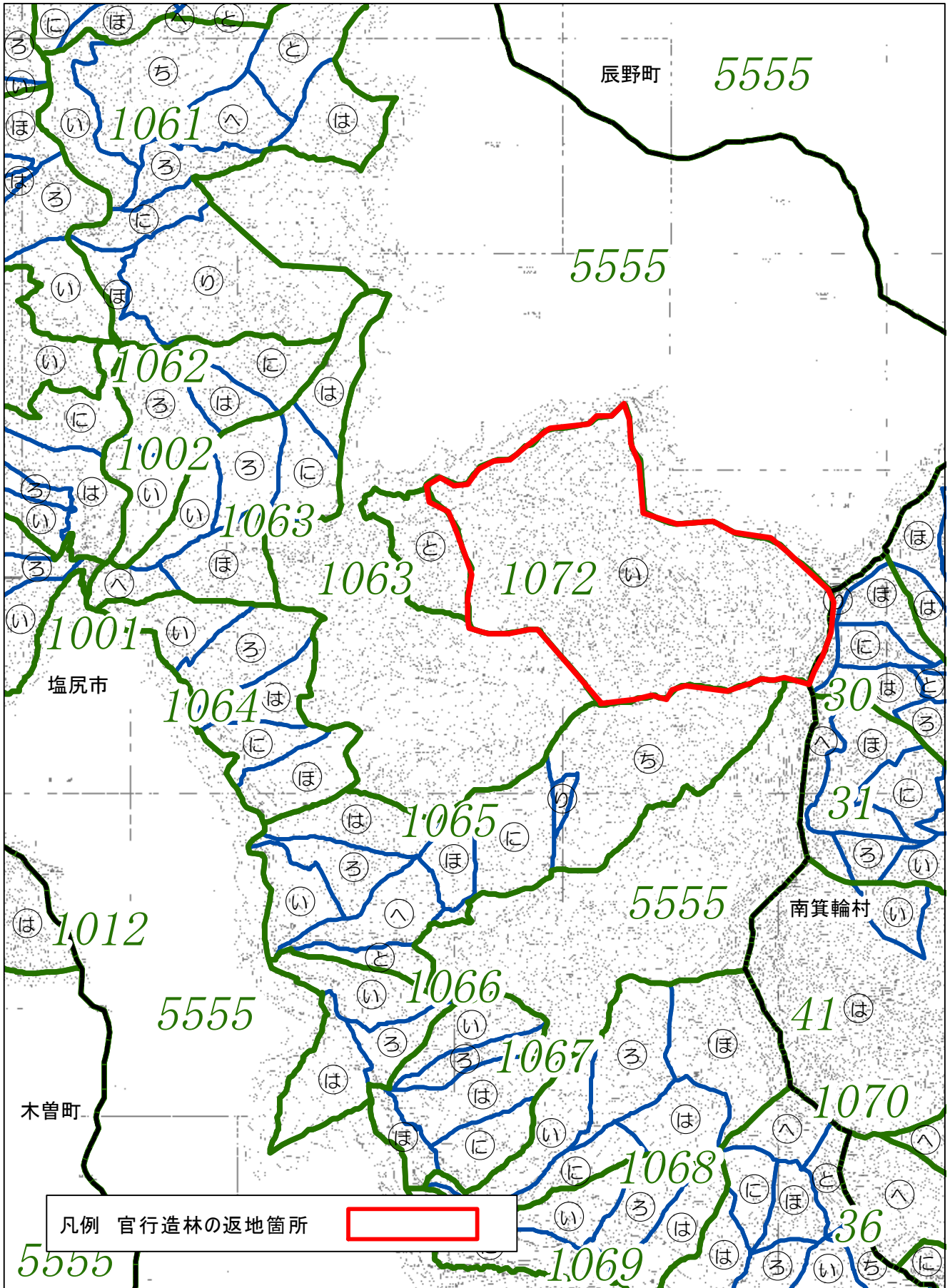


1:15,000

0 155 310 620 930 1,240 m



官行造林の返地箇所  
 (塩尻市 1072林班 い小班)



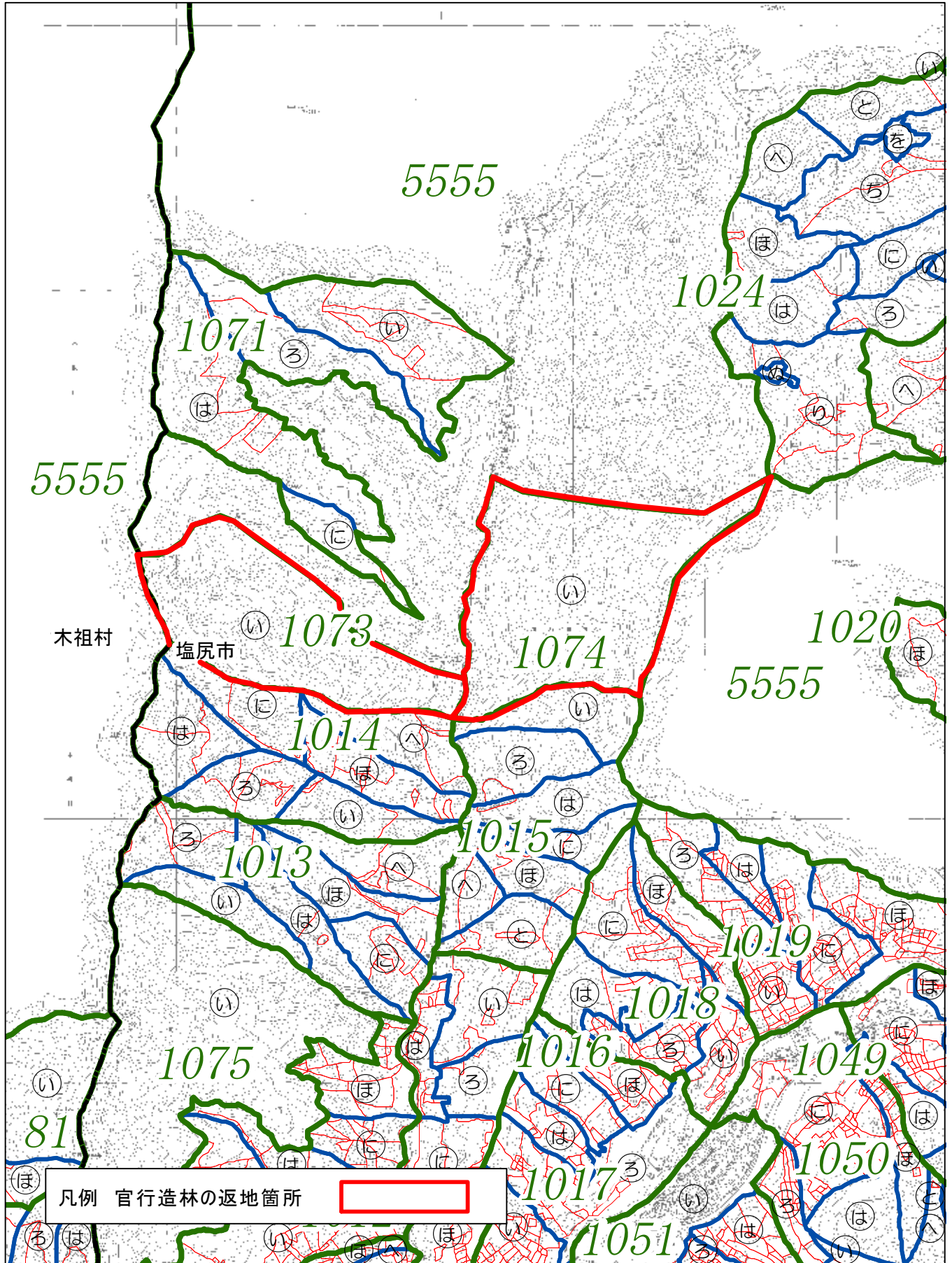
凡例 官行造林の返地箇所

1:25,000

0 260 520 1,040 1,560 2,080 m

# 官行造林の返地箇所

(塩尻市 1073林班 い小班 1074林班 い小班)



1:20,000

0 205 410 820 1,230 1,640 m

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面積	備考
松本管内	松本市	38,298	増 17ha
	塩尻市	15,138	増 419ha
	安曇野市	10,634	増 1ha
	麻績村	2,335	
	生坂村	3,074	
	山形村	1,276	
	朝日村	6,088	
	筑北村	8,217	
	計	85,061	増 436ha
北アルプス管内	大町市	19,272	
	池田町	2,152	
	松川村	1,690	
	白馬村	10,649	
	小谷村	16,491	増 1ha
	計	50,255	増 1ha
計画区総数		135,316	増 437ha

注)1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、中部山岳地域森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、松本地域振興局、北アルプス地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)~(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出



【計画の対象とする森林の区域図】

